



国民年金係からのお知らせ

問 住民環境課 国民年金係 ☎ 476-1111(123)

◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます。

～年末調整・確定申告まで大切にほかんを！～

- 国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。
- この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。
- また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。
- ★『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』についてのご質問は、控除証明書のハガキに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者のみなさまへ

◆『扶養親族等申告書』は、期限までに提出しましょう！

- 老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）
- 課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

平成24年分『扶養親族等申告書』が送付される方		
年齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上



※なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

【お問合せ先】 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121
大崎町役場 住民年金係 ☎ 476-1111（内線123）



行政係からのお知らせ

問 総務課 行政係 ☎ 476-1111(212)

◆平成22年度情報公開制度運用状況について

次のとおり、平成22年度情報公開・個人情報保護制度運用状況を公表します。

【情報公開関係】

- (1) 公開請求件数・・・0件
- (2) 請求に対する実施機関の決定・・・0件
- (3) 情報公開に対する異議申し立て・・・0件
- (4) 異議申し立てに対する実施機関の決定・・・0件

【個人情報保護関係】

- (1) 開示請求件数・・・1件
 - ①町長部局・・・1件
- (2) 請求に対する実施機関の決定
 - ①町長部局
 - 【内訳】
 - 全部公開・・・1件
 - 一部公開・・・0件

